

令和2年度伊保庄園施設拠点 事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、伊保庄園における令和2年度の事業計画を定め、当該計画に基づき、適切な運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場に立った「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」に沿ったサービスを提供します。

I 選ばれる施設づくり

利用者や地域のニーズが高度化、多様化する中、伊保庄園の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用者、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

◎ 施設等運営の基本的考え方

1 令和2年度の運営方針

《施設サービス》

- 利用者の尊厳や個別性に配慮した、質の高いサービスを提供します。
- 多職種間の連携・協働による、適切なケアを実践します。

《在宅サービス》

- 短期入所生活介護
利用者一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供し、在宅での生活と介護が継続できるよう支援します。
- 通所介護
利用者一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供し、在宅での生活と介護が継続できるよう支援します。
- 居宅介護支援事業
在宅サービス事業所との連携を密にして、利用者が住み慣れた地域の中で可能な限り自立した生活が継続できるように、総合的なサービスを提供します。

2 重点事業の推進に向けた具体的な取組

(1) 事業の在り方についての検討

ア 令和2年度の取組目標

取組事項	目 標		備 考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
デイサービスセンターの稼働率の向上と職員配置の適正化	・稼働率が向上する。 ・収支バランスのとれた適正な人員を配置する。	・新たな人財(嘱託・契約)の確保に努め、人件費率を下げる。	

イ 目標達成のための具体的な取組

- ① デイサービスセンター稼働率の向上
 - ・稼働率の向上を図るため、居宅介護支援事業所等との連携強化や広報活動を積極的に行うことで、新規利用者の増に取り組みます。
- ② デイサービスセンターの人員配置の適正化
 - ・収支状況に見合う、適正な職員の配置変更を検討します。

(2) 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

ア 令和2年度の取組目標

取組事項	数 値 目 標		備 考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
介護機器等の導入	令和5年度までに、業務改善に効果的な介護機器を導入する。	「介護機器等導入検討委員会」により、引き続き情報の収集及び導入を行う。	

イ 目標達成のための具体的な取組

- 1 1月 西日本国際福祉機器展(福岡県)に職員派遣
- 1月 選定した機器の試用と検討会議での検討

※「介護機器等導入検討委員会」では、業務改善に効果的な介護機器等の情報を収集し、導入に向けた検討を行います。

3 中期資金計画への対応（令和2年度の取組）

(1) 収益の確保

- ・介護報酬の加算については、費用対効果を検証し、効果のあるものについては積極的に取得します。
- ・在宅サービスの稼働率向上に向けて、新規利用者の獲得を目指し、居宅介護支援事業所等への積極的なPR活動を行います。

(2) 支出の削減

- ・エコアクションプランの趣旨に基づき、環境保全に向けて取り組むとともに、不要不急の支出の抑制に対する意識付けを強化します。
- ・物品等の購入については、可能な範囲で他施設と共同で入札及び随意契約を行います。

◎ 利用者に対する基本姿勢等

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」を推進するため、伊保庄園における「利用者に対する基本姿勢」及び「サービスの質の向上」を重点に掲げるとともに、引き続き「利用者の安全確保とリスク対策」など、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努めます。

1 利用者に対する基本姿勢

利用者に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用者の自己決定と選択の尊重	
重 アセスメント内容・方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 利用者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視したアセスメントの実施 当該アセスメントを踏まえた、利用者等のニーズに即したケアプラン等の作成と当該計画に基づくサービスの提供 利用者の個別性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）に対する十分な理解
重 利用者の意思決定支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> 常に利用者の立場に立った、その意思や自己決定を尊重することを基本とするサービスの提供 利用者とのコミュニケーションの確保と、主体的な活動や日常生活の自立に向けた支援
基本的人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権を尊重したサービスの提供 入浴・排泄ケアなど様々な場面でのプライバシー保護の徹底 「地域福祉権利擁護事業（※）」や成年後見制度の啓発と必要に応じた相談や調整等 <p>※ 市町社会福祉協議会で実施する「福祉サービス利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」等をいう。</p>
重 身体拘束の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進 生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最小限の拘束
重 虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止に必要な体制整備を構築 職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知と遵守徹底 事業団職員が作成する虐待防止 DVD の活用
利用者等が意見を述べやすい体制の確保	
利用者・家族からの意見・要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用者懇談会、家族会等、日常のサービス提供を通じた、利用者や家族からの意見・要望の積極的な聴取 意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなどの迅速な対応 対応結果の利用者や家族へのフィードバック 家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な接遇
苦情解決の取組	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ的確な対応 苦情受付から解決・改善までの経過や結果の記録 記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取組の推進



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- アセスメント内容・方法の見直し
 - ・「生きがい、心地よさ、暮らし方」に着目した、アセスメントの実施
- 利用者の意思決定支援の強化
 - ・国の「認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドラン」の職員への周知
- 身体拘束廃止
 - ・検討委員会を毎月開催（定例以外に臨時開催有り）
 - ・拘束のある利用者の減 1名 ⇒ 0名
- 虐待防止
 - ・虐待防止研修の開催（5月・10月 外部講師：あさかぜ法律事務所吉岡弁護士）

2 サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
サービスの質の向上	
■ 認知症ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症利用者に対する支援の強化 ・認知症介護実践者研修等の受講促進
■ 医療的ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な利用者に対する支援の強化 ・認定特定行為業務従事者の育成等
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底 ・日常的な疾病予防対策への取組 ・嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見・早期治療
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケアマネジメントによる適切な食事サービスの提供 ・地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況に応じた機能訓練計画の策定と適切な機能訓練の実施
看取り介護（ターミナルケア）	<ul style="list-style-type: none"> ・「施設で最期を迎えたい」という利用者や家族の思いを尊重 ・利用者や家族の意向に沿ったきめ細かい心のこもったケア ・協力病院や嘱託医との連携の下、各職種が連携・協力したケアの提供
生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備の整備や模様替え等、可能な限り快適な環境の確保
新たなプログラムの研究・導入	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズへの対応 ・既存のサービスプログラム（ケア、支援等）の改善 ・全国的な研究や実践の動向も踏まえた新たなプログラムの研究やその導入
利用者満足度の向上	
「利用者満足度調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査のサービスごとの実施と結果公表 ・全職員の結果の共有と意見・要望を踏まえたサービスの改善

		・調査票や実施方法等の必要に応じた見直し
サービスの評価		
	自己評価の実施	・定期的に自己評価を実施 ・必要に応じた評価項目等の見直し
	第三者評価の取組	・サービス評価の客観性を保つ上で、3年に1回福祉サービス第三者評価を受審 ・昨年度の受審結果を踏まえたサービス改善の取組
サービスの適切な実施のための取組		
	各種業務マニュアルの充実	・策定済みの各種マニュアルを関連制度の改正、利用者の状況の変化等に応じて改正 ・必要に応じて、新たなマニュアルの策定
	サービス関連情報の共有化	・各種計画（ケアプラン等）やサービスの実施記録等の作成に「支援ソフト（絆）」を活用 ・「支援ソフト（絆）」に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービスの均質化や質を向上



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 認知症ケア体制の充実
 - ・認知症実践研修への派遣 1名
 - ・認知症実践者リーダー研修 1名
- 医療的ケア体制の充実
 - ・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修への派遣 1名
- 健康管理
 - ・衛生管理委員会の開催 毎月1回実施
 - ・研修 年2回×2
- 食事サービス
 - ・栄養ケア見直しのための検討会議の開催
- 看取り
 - ・看取りのための研修開催 …… 1月に実施
- 利用者満足度調査
 - ・利用者一人ひとりからの聞き取り、家族等へ郵送による調査
 - ・調査結果は園内掲示場及びホームページ等で公表
- 自己評価
 - ・自己評価を10月に実施

3 利用者の安全確保とリスク対策

利用者の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用者の安全確保	
リスクマネジメントの推進	・常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュアルに基づく適切な対応
介護事故等の防止	・ヒヤリハット事例について、SHELLモデルを活用した要

	<p>困分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要因分析を踏まえたリスク軽減の措置
感染症等の予防及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施 ・感染症の発生時における関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施 ・感染症対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の見直し
食品の安全確保、衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全に関する情報を平素から収集 ・食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時の産地や賞味期限等のチェックの徹底 ・食材、厨房、居室等や調理従事者の衛生管理の徹底 ・食中毒や感染症の予防対策の徹底
施設・設備の点検及び修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設拠点内外のリスクの高い箇所の定期的な点検 ・腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検の徹底 ・点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速やかな修繕等
危機管理	
災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実施 ・消防計画及び防災マニュアルの見直し（随時） ・事業継続計画（BCP）に基づく備蓄等の平常時の措置と計画の見直し ・各地域における相互応援協定の締結 ・災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応
不審者対応の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施 ・当該マニュアルの見直し ・防犯カメラの活用を通じた防災対策の徹底 ・不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と連携した的確な対応



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 介護事故等の防止
 - ・事故及びヒヤリハットの検証を行い、再発防止対策を実施
 - ・リスクマネジメントに関する研修 年2回
- 感染症等の予防及び発生時の対応
 - ・ラウンド手法を取り入れ、業務の見直しを実施
 - ・9月に柳井医療センターから認定看護師派遣
- 災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実
 - ・訓練 毎月 避難訓練（7月は総合訓練と併せて実施）
7月 総合訓練
 - 11月 津波想定避難訓練（施設、在宅サービスを含む）
 - ・備蓄品の確認と確保 備蓄品ごとに保存年数を記載し、随時更新
- 不審者対応の徹底

・10月 防犯カメラ及びさす又を活用した、不審者対応訓練の実施

II 地域とともに歩む施設づくり

当事業団の基本目標である「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、次の2点を掲げ、地域に貢献し地域から信頼される施設拠点を目指した取組を進めます。

- 1 地域福祉の拠点としての役割の発揮
- 2 地域交流の推進

1 地域福祉共生社会の実現に向けた役割の発揮

柳井地域における福祉の拠点としての役割発揮のため、以下の取組を進めます。

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

高齢化が進む地域の中で、高齢者が安心して生活が送れる地域づくりを目的とした「地域安心ネットワーク」の強化に向け、柳井市内の地域住民や隣接施設及び関係機関が協同し、在宅の認知症高齢者の見守りや行方不明時の搜索活動が円滑に行われるための模擬搜索訓練を実施します。

実施時期：11月中旬

(2) セーフティネット機能の発揮

取組項目	取り組むに当たっての目標
セーフティネット機能の発揮	・高齢者の緊急・困難ケースをショートステイ等で受入れる等のセーフティネット機能の発揮



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○ セーフティネット機能の発揮

- ・高齢者虐待防止法の主旨に基づき、市町との連携により、ショート居室を活用して、被虐待高齢者を受け入れます。

(3) その他の取組

取組項目	取り組むに当たっての目標
関係機関・団体等とのネットワークづくり	・行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネットワークを構築

ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現など、様々なニーズの変化に対応した在宅サービスの一層の充実 ・介護、障害、児童等の共生型サービスの検討
----------------------	--



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実
 - ・共生型サービスの検討を行います。（通所介護）

2 地域交流の推進

地域との交流を推進するため、次の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
地域との相互交流機会の拡大	
地域の行事・イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での行事やイベント等に積極的に参画 ・利用者や施設職員による地域でのボランティア活動への積極的な参加
ボランティアの計画的な受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体（広報誌や SNS 等）を活用した新規ボランティアの募集 ・市町のボランティアセンターや「山口県高校生ボランティアバンク」等との連携
施設・設備等の開放	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等からの要請に応じた設備、備品等の貸出（本来のサービスの提供に支障のない範囲） ・地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等への専門職員の派遣 ・地域の人々の、施設行事やボランティア活動への積極的な受入



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- **地域の行事・イベントへの参加**
 - ・4月に行われる伊保庄春祭りに利用者及び職員が参加します。
 - ・9月に行われる伊保庄地区敬老会に職員が寸劇の演者として参加します。
- **ボランティアの積極的な受入れ**
 - ・各種ボランティアグループ等の発表の場として受入れます。
 - ・市内高校等の学生に夏祭りの行事ボランティアとして呼びかけます。
- **施設・設備等の開放・講師派遣**
 - ・他団体が開催する各種研修会への会場提供などの連携を進めます。
- **地域保育園との交流**
 - ・伊保庄園が行う各種行事に、地域の保育園児を招き、利用者との交流を進めます。